

令和4年6月24日

小売市場 関係者各位

京都市産業観光局
地域企業イノベーション推進室
(電話：222-3340)

令和4年度「京都市商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付等について

京都市では、市内の商店街や小売市場等の活性化を図るため、魅力あふれる買い物環境づくりに取り組む事業への補助制度を設けています。

この度、令和4年度「商店街等環境整備事業補助金」の交付申請受付を下記のとおり実施しますので、補助金の活用を予定されている場合は必ず御提出ください。

記

1 「施設設置・改修事業」「空き店舗対策事業」の本申請受付

令和4年度の本申請の受付を開始します。

ただし、昨年実施した令和4年度希望調査（令和4年1月4日付）に事業計画を提出されている事業を優先します。

今回、新たに提出される事業については、補助金の交付ができない場合があります。また、昨年の希望調査を御提出いただいた事業についても満額の補助ができない（予算の範囲内で按分のうえ減額する）場合があります。予め御了承ください。

2 「商店街等競争力強化事業（ソフト補助金）」の休止

本市では、持続可能な財政運営への道筋をつけるため、令和3～5年度を特に重要な「集中改革期間」として位置付け、歳出の見直しや受益者負担の適正化などの改革に集中的に取り組むこととしており、「商店街等競争力強化事業（ソフト補助金）」については、令和5年度まで休止し、制度内容を見直すこととなりました。

1 受付期間

令和4年6月24日（金）～同年7月29日（金）

2 補助対象者

- (1) 商店会
- (2) 小売市場

3 補助対象事業及び補助内容

各事業の詳細は別紙1「補助対象事業の詳細」のとおり

※国庫補助を受けて実施される場合は9分の1以内

4 提出書類

別紙2「提出書類一式」のとおり

※ 様式の電子データは、「京都市 地域企業イノベーション推進室」で検索いただき、京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請受付のページからダウンロードしてください。

<掲載ページURL>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000299740.html>

※ 申請書の押印又は署名は不要です。ただし、押印又は署名いただいた申請書を拒否するものではありません。

5 提出方法

持参，郵送又はEメール（chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp）での御提出をお願いします。

Eメールアドレスで御提出される場合は、必ず本市に架電いただき、本市が受信したことを御確認くださいませう、お願いいたします。

6 その他

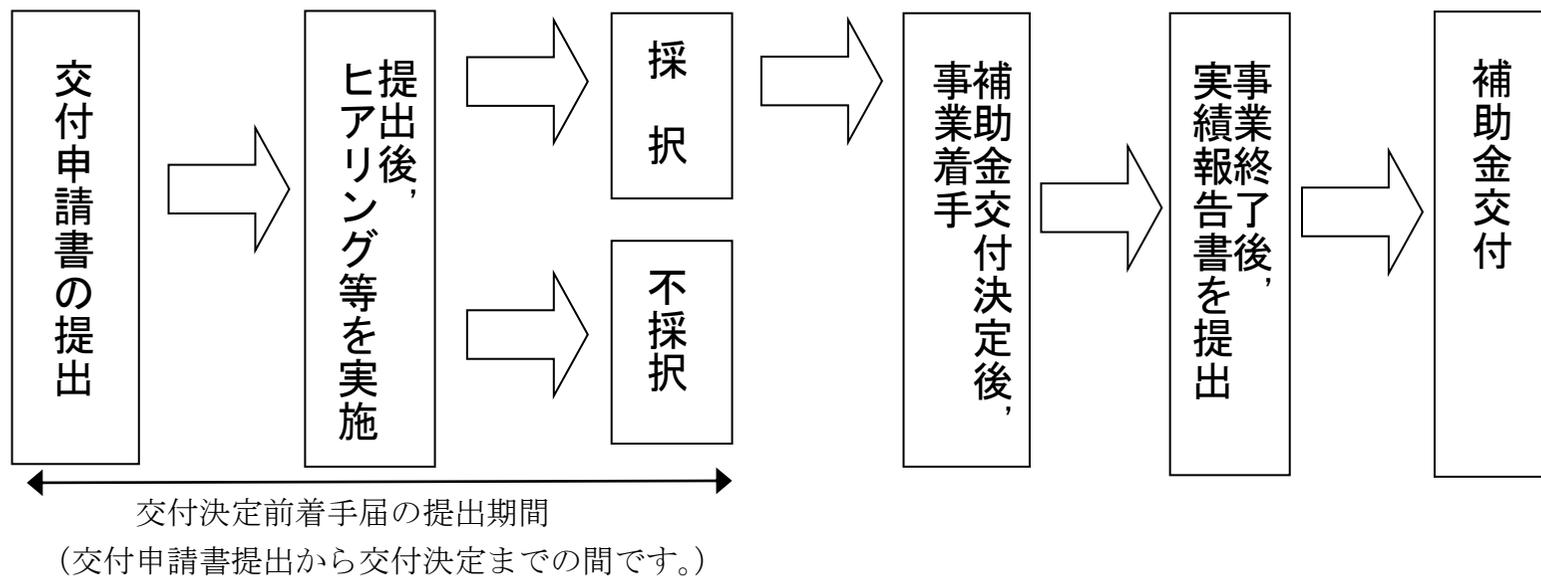
- (1) 申請は、補助対象者1者当たり1申請に限ります。
- (2) 令和5年3月31日（金）までに事業が完了するものに限ります。
- (3) 提出された書類を基にヒアリング調査等を実施し、採択・不採択、交付予定額を決定します。
- (4) やむを得ず交付決定前に事業を開始する場合は、交付決定前着手届を必ず提出してください。交付決定を受ける前に着手した場合は、補助金を交付できませんので御注意ください。

7 お問い合わせ先

- (1) 京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室（TEL 2 2 2 - 3 3 4 0）
- (2) 京都小売市場連合会（TEL 7 4 6 - 4 5 1 4）

<今後の流れ>

「施設設置・改修事業」（今回は本申請受付）



別紙 1 補助対象事業の詳細

○商店街等環境整備事業

1 施設設置・改修事業

- ア 補助対象団体
商店会，小売市場
- イ 補助対象事業
アーケード，カラー舗装，街路灯，統一看板，放送設備，案内板，消防用機械器具，防犯カメラ，A E D等の設置・改修，街路灯の水銀灯をL E D電球へ交換
- ウ 補助金の額
 - a 国庫補助を受けずに実施する場合
 - ・ 補助率 3分の1以内
 - ・ 補助限度額 200万円
 - b 国庫補助を受けて実施する場合
 - ・ 補助率 9分の1以内
 - ・ 補助限度額 200万円
- エ 補助対象経費
上記イのために必要と認められる経費

別紙 2 提出書類一式

補助事業名	<u>本申請</u> 書類
施設設置・改修事業	<p>①京都市商店街等環境整備事業補助金交付申請書（施設設置・改修事業，空き店舗対策事業用） （第3号様式） ※第3号様式の2「事業予定表」含む</p> <p>②事業予算書（第5号様式）</p> <p>③借入金の返済方法（借入金がある場合のみ）</p> <p>④事業計画書（施設設置・改修事業，空き店舗対策事業用） （第6号様式）</p> <p>⑤補助事業に要する費用の見積書（写し）</p> <p>⑥事業計画を承認する総会又は理事会の議事録</p> <p>⑦定款又は会則</p> <p>⑧当該年度の事業計画書及び予算書</p> <p>⑨前年度の事業報告書及び決算書 ・その他市長が特に必要と認める書類</p> <p>※<u>交付決定前に事業を開始する場合は，交付決定前着手届（第8号様式）の提出をお願いします。</u></p> <p>○設計図及び設置場所を表したもの</p> <p>（防犯カメラ設置事業のみ以下の書類）</p> <p>○プライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ運用規約等</p>